



第158回 定時株主総会 招集ご通知

<お願い>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**可能な限り当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**詳細は、2ページ「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認ください。

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時 午前9時開場

場所

名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ
ホテルグランコート名古屋
7階 ザ・グランコート

第158回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役全員任期満了 につき9名選任の件	9
第4号議案 監査役2名選任の件	16
第5号議案 取締役の報酬額改定及び取 締役（社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	19

添付書類

事業報告	22
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告書	51

名古屋鉄道株式会社

証券コード：9048

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに、当社の第158回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期の当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、引続き厳しい状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループでは、安全を最優先にした事業運営の継続と収支改善等に努めた結果、当期の業績は後記のとおりとなり、黒字に転換することができました。期末配当につきましては、当期の業績や今後の経営環境等を勘案し、1株につき12.5円とさせていただきますと存じます。

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として見通しが不透明な状況にありますが、2021年度からの3ヵ年計画として策定した中期経営計画「Turn-Over 2023 ～反転攻勢に向けて～」にグループ一丸となって取り組むことにより、早期の業績改善を成し遂げ、強靱な企業グループに再生してまいります。

永く社会に貢献し、地域から愛される企業集団を目指し、沿線地域社会の持続的成長とグループの更なる発展に向け取り組んでまいりたいと存じますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



取締役社長

高崎 裕樹

使命 —企業が存続する限り、永く生き続ける内外へのメッセージ—

地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**可能な限り当日のご来場をお控えいただき**、5ページ記載の「議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

また、株主総会当日は、下記の対応を実施させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ①ご入場の際、**体温計測等を実施**し、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ②会場では、**マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用等**へのご協力をお願いいたします。
- ③会場において**間隔をあけた座席配置**とするため、ご用意できる**座席数が限られております**。そのため、当日ご来場されても入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ④役員並びに運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

※株主総会の報告事項及び決議事項に関するご質問を、当社ウェブサイトにてお受けいたします。いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項を中心に、後日当社ウェブサイトにて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

【URL】 https://www.meitetsu.co.jp/ir/stock_info/meeting/

【期限】 2022年6月21日（火）午後6時まで

その他、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (https://www.meitetsu.co.jp/ir/stock_info/meeting/) にてお知らせいたします。

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
取締役社長 高 崎 裕 樹

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。**

書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5ページ記載の「議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、**2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- 1 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（午前9時開場）
- 2 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
7階 ザ・グランコート

3 目的事項

報告事項

- 1 第158期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第158期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役全員任期満了につき9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meitetsu.co.jp/soukai/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

書面による議決権行使 **推奨**

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネット等による議決権行使 **推奨**

以下の事項をご確認のうえ、当社が指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にて、行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後6時受付分まで

■ スマートフォン等をご利用の場合

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく、賛否をご登録いただくことができます。なお、一度議決権を行使した後に登録内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

■ パソコンをご利用の場合

議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご登録ください。

■ パスワードのお取扱いについて

- パスワードは、議決権行使をされる方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

スマートフォン・パソコン等の
操作方法に関するお問合せ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

※議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の費用（プロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等）は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

**株主総会
開催日時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時
(会場には午前9時からご入場いただけます。)

株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください。

以上

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境の見通しは依然として不透明な状況にありますが、当期の業績や経営基盤強化のための内部留保を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類

金 銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき	12円50銭
総 額	2,458,339,588円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年 6月29日

定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更か所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第16条（電子提供措置等）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>1 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役全員任期満了につき9名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであり、その候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	担当	取締役会 出席状況
1	あん どう たか し 安 藤 隆 司 再任	代表取締役 会 長	—	14回／14回
2	たか さき ひろ き 高 崎 裕 樹 再任	代表取締役社長 社長執行役員	地域活性化推進本部長	14回／14回
3	すず き きよ み 鈴 木 清 美 再任	代表取締役 副社長執行役員	鉄道事業本部長	14回／14回
4	や の ひろし 矢 野 裕 再任	取 締 役 専務執行役員	グループ事業部・ デジタル推進部・ グループ監査部総括	11回／11回
5	お ざわ さとし 小 澤 哲 再任 社外 独立	取 締 役	—	14回／14回
6	ふく しま あつ こ 福 島 敦 子 再任 社外 独立	取 締 役	—	14回／14回
7	ない どう ひろ やす 内 藤 弘 康 再任 社外 独立	取 締 役	—	13回／14回
8	いわ きり みち お 岩 切 道 郎 新任	専務執行役員	地域活性化推進本部副本部長、 経営戦略部・ グループマーケティング部総括	—
9	ふる はし ゆき なが 古 橋 幸 長 新任	常務執行役員	グループ事業部長、 財務部総括、グループ監査部担当	—

候補者
番号

1

再任

あん どう たか し
安藤 隆 司

(1955年2月27日生)



所有する当社株式の数
17,400株

取締役会への出席状況
14回/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 当社入社
 2008年6月 当社取締役
 2008年7月 当社総務部長
 2010年6月 当社人事部長
 2011年6月 当社常務取締役
 2013年6月 当社代表取締役専務
 2013年7月 当社不動産事業本部長
 2015年6月 当社代表取締役社長
 2019年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 2021年6月 当社代表取締役会長 (現任)

(重要な兼職の状況)
 名鉄運輸(株)取締役、矢作建設工業(株)社外取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、2021年6月から代表取締役会長として当社グループを牽引し、持続的な成長による企業価値の向上に尽力してきました。

その豊富な経験や実績に基づき、取締役会議長として、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えております。

候補者
番号

2

再任

たか さき ひろ き
高崎 裕 樹

(1960年7月17日生)



所有する当社株式の数
11,800株

取締役会への出席状況
14回/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2012年6月 当社取締役
 2012年7月 当社不動産事業本部副部長兼賃貸事業部長
 2014年7月 当社不動産事業本部副部長
 兼開発部長兼名駅再開発推進室長
 2015年6月 当社常務取締役
 2015年7月 当社不動産事業本部長兼名駅再開発推進室長
 2017年7月 当社不動産事業本部長
 2018年6月 当社専務取締役
 2019年6月 当社取締役 専務執行役員
 2020年6月 当社代表取締役 副社長執行役員
 2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
 2022年4月 当社地域活性化推進本部長 (現任)

(担当)
 地域活性化推進本部長

(重要な兼職の状況)
 名鉄産業(株)代表取締役会長、名鉄運輸(株)取締役、
 矢作建設工業(株)社外監査役、中部鉄道協会会長

取締役候補者とした理由

同氏は、2021年6月から代表取締役社長として当社グループを牽引し、持続的な成長による企業価値の向上に尽力してきました。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えております。

候補者
番号

3

再任

すず き きよ み
鈴木清美

(1960年6月2日生)



所有する当社株式の数
6,100株

取締役会への出席状況
14回/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2012年6月 当社取締役
2012年7月 当社鉄道事業本部副本部長兼土木部長
2014年7月 当社鉄道事業本部副本部長兼計画部長
2015年6月 当社常務取締役
2015年7月 当社鉄道事業本部副本部長兼車両部長
2016年7月 当社鉄道事業本部副本部長
2017年6月 当社鉄道事業本部長（現任）
2018年6月 当社専務取締役
2019年6月 当社取締役 専務執行役員
2020年6月 当社代表取締役 副社長執行役員（現任）

（担当）

鉄道事業本部長

（重要な兼職の状況）

中部国際空港連絡鉄道(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社に入社以来、鉄道事業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しております。また、取締役及び執行役員として、鉄道事業に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力してまいりました。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えております。

候補者
番号

4

再任

や の ひろし
矢野裕

(1963年4月27日生)



所有する当社株式の数
6,900株

取締役会への出席状況
11回/11回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2016年6月 当社取締役
2016年7月 当社経営戦略部長
2019年6月 当社取締役 常務執行役員
2020年6月 当社常務執行役員
2021年6月 当社取締役 常務執行役員
2022年4月 当社取締役 専務執行役員（現任）

（担当）

グループ事業部・デジタル推進部・グループ監査部総括

（重要な兼職の状況）

名鉄運輸(株)監査役

取締役候補者とした理由

同氏は、当社に入社以来、文化レジャー事業やグループの販売促進の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しております。また、取締役及び執行役員として、企画、予算部門やグループ事業に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力してまいりました。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えております。

候補者
番号

5

再任

社外

独立

お ざわ さとし
小 澤 哲

(1949年8月5日生)



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
14回/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年6月 トヨタ自動車(株)常務役員
2007年6月 同社専務取締役
2010年5月 同社代表取締役副社長
2015年6月 豊田通商(株)代表取締役会長
2017年6月 当社社外取締役(現任)
2018年6月 豊田通商(株)相談役
2019年6月 同社シニアエグゼクティブアドバイザー(現任)

(重要な兼職の状況)
豊田通商(株)シニアエグゼクティブアドバイザー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、トヨタ自動車(株)の代表取締役副社長や豊田通商(株)の代表取締役会長などの要職を歴任し、経営全般に関して豊富な経験と高い識見を有しております。

その経験や識見に基づき、業務執行に対する監督・助言を行っていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行っていただくことを期待しております。

候補者
番号

6

再任

社外

独立

ふく しま あつ こ
福 島 敦 子

(1962年1月17日生)



所有する当社株式の数
600株

取締役会への出席状況
14回/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 中部日本放送(株)入社
1988年4月 日本放送協会契約キャスター
1993年10月 (株)東京放送(現(株)TBSテレビ)
契約キャスター
2005年4月 (株)テレビ東京経済番組担当キャスター
2006年4月 国立大学法人島根大学経営協議会委員(現任)
2006年12月 松下電器産業(株)(現パナソニック(株))
経営アドバイザー
2012年3月 旧ヒューリック(株)社外取締役
2012年7月 ヒューリック(株)社外取締役(現任)
2015年6月 当社社外取締役(現任)
2015年6月 カルビー(株)社外取締役(現任)
2020年3月 農林水産省林政審議会委員(現任)
2022年2月 キューピー(株)社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)
カルビー(株)社外取締役、キューピー(株)社外取締役、
ヒューリック(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたりキャスターやジャーナリストとして活躍されるとともに、当社及び他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と高い識見を有しております。

その経験や識見に基づき、業務執行に対する監督や女性の視点から助言を行っていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行っていただくことを期待しております。

候補者
番号

7

再任

社外

独立

ない とう ひろ やす
内 藤 弘 康

(1955年4月20日生)



所有する当社株式の数
3,800株

取締役会への出席状況
13回/14回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年6月 リンナイ(株)取締役
2003年6月 同社常務取締役
2005年6月 同社取締役 常務執行役員
2005年11月 同社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
2020年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

リンナイ(株)代表取締役社長 社長執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、リンナイ(株)の代表取締役社長などの要職を歴任し、経営全般に関して豊富な経験と高い識見を有しております。

その経験や識見に基づき、業務執行に対する監督・助言を行っていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行っていただくことを期待しております。

候補者
番号

8

新任

いわ きり みち お
岩 切 道 郎

(1963年4月8日生)



所有する当社株式の数
3,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年9月 当社入社
2013年6月 濃飛乗合自動車(株)取締役
2017年6月 当社取締役
2017年6月 当社事業推進部長
2018年6月 当社鉄道事業本部副本部長
2019年6月 当社取締役 常務執行役員
2020年6月 当社常務執行役員
2021年7月 当社鉄道事業本部副本部長
兼鉄道事業改革室長
2022年4月 当社専務執行役員 (現任)
2022年4月 当社地域活性化推進本部副本部長 (現任)

(担当)

地域活性化推進本部副本部長、
経営戦略部・グループマーケティング部総括

取締役候補者とした理由

同氏は、当社に入社以来、不動産事業や鉄道事業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しております。また、取締役及び執行役員として、グループ事業、鉄道事業に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力してまいりました。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えております。

候補者
番号

9

新任

ふる はし ゆき なが
古橋幸長

(1964年10月20日生)



所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2017年7月 当社財務部長
2019年6月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員（現任）
2022年4月 当社グループ事業部長（現任）

（担当）
グループ事業部長、財務部総括、グループ監査部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社に入社以来、グループ事業や予算部門、グループのトラック事業の業務に携わり、同分野で豊富な経験を有しております。また、執行役員として、財務部門に関わる業務執行を指揮するなど、経営基盤の強化に尽力してまいりました。

その経験や実績に基づき、自身の業務執行に加えて、経営の重要事項の決定や他の取締役の業務執行に対する監督を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えております。

- (注) 1 当社と取締役候補者との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- (1) 鈴木清美氏は、中部国際空港連絡鉄道(株)の代表取締役副社長を兼務しております。当社は、同社に対する線路使用料の支払等を行っております。
 - (2) 上記を除き、当社と取締役候補者との間に特別の利害関係はありません。
- 2 小澤哲氏、福島敦子氏及び内藤弘康氏は、社外取締役候補者であり、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
- 3 小澤哲氏の社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。また、同氏は、2007年3月8日から2009年6月2日までの間、当社の子会社である(株)名鉄トヨタホテルの非業務執行取締役でありました。
- なお、当社と豊田通商(株)との間には、鉄道用品等の取引がありますが、直近事業年度における、当社の連結営業収益に占める同社からの支払金額の割合と、同社の連結営業収益に占める当社からの支払金額の割合は、いずれも1%未満です。
- 4 福島敦子氏の社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
 - 5 内藤弘康氏の社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
 - 6 当社は、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これにより、当社は、小澤哲氏、福島敦子氏及び内藤弘康氏との間で、当該責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- なお、当該責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

7 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約により、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害をてん補することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役の岡谷篤一氏が任期満了となり、監査役の岩ヶ谷光晴氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであり、その候補者は、次のとおりであります。

なお、櫻井哲也氏は岩ヶ谷光晴氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の規定により、退任監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者
番号

1

新任

さくら い てつ や
櫻井 哲也
(1972年1月21日生)



所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
2018年7月 当社財務部IR・グループ経理担当部長
2019年7月 当社グループ事業管理部監理担当部長
2021年7月 当社グループ事業部経営管理担当部長（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は、当社に入社以来、財務部門やグループ事業の業務に携わり、同分野での豊富な経験と、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

その経験や知見に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行うなど、十分に役割を果たすことができると考えております。

候補者
番号

2

新任

社外

独立

む とう ひろし
武藤 浩
(1956年2月23日生)



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月 運輸省入省
2008年7月 国土交通省航空局監理部長
2009年7月 同省観光庁次長
2012年9月 同省自動車局長
2013年8月 同省大臣官房長
2014年7月 同省国土交通審議官
2016年6月 同省国土交通事務次官
2017年7月 同省顧問
2018年1月 ㈱みずほ銀行顧問（現任）

社外監査役候補者とした理由

同氏は、会社の経営に直接関与した経験はありませんが、国土交通省において国土交通事務次官などの要職を歴任されるなど、豊富な経験と高い識見を有しております。

その経験や識見に基づき、取締役会や監査役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1 当社と監査役候補者との間に、特別の利害関係はありません。
- 2 武藤浩氏は、社外監査役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
- 3 当社は、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これにより、当社は、武藤浩氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。
- 4 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約により、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害をてん補することとしております。各監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合の、取締役会の構成及び各取締役・監査役に期待する主なスキル・経験は、次のとおりであります。

	氏名	地位	企業経営	人事・ 労務	経営企画・ サステナビリティ	法務・リスク マネジメント	財務・ 会計	営業・ マーケティング	交通事業・ 安全	不動産事業・ まちづくり
取締役	安藤 隆司	代表取締役 会長	○	○		○			○	
	高崎 裕樹	代表取締役社長 社長執行役員	○		○			○		○
	鈴木 清美	代表取締役 副社長執行役員	○	○				○	○	
	矢野 裕	取締 役 専務執行役員			○	○		○		
	岩切 道郎	取締 役 専務執行役員						○	○	○
	古橋 幸長	取締 役 常務執行役員			○	○	○			
	小澤 哲	社外取締役	○	○			○			
	福島 敦子	社外取締役			○	○				○
	内藤 弘康	社外取締役	○	○			○			
監査役	松下 明	常任監査役		○		○			○	
	櫻井 哲也	常任監査役			○	○	○			
	三田 敏雄	社外監査役	○	○	○					
	佐々 和夫	社外監査役	○			○	○			
	武藤 浩	社外監査役		○		○			○	

※上記の一覧表は、各取締役・監査役の有する全てのスキル・経験を表すものではありません。また、当社が各取締役・監査役に対して期待する分野も含めて表示しています。

取締役の報酬額改定及び取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

現在、当社の取締役報酬は固定報酬のみから構成されておりますが、今般、当社は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高め、また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の報酬制度の見直しを行い、固定報酬となる「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」で構成することとし、現行の取締役の金銭報酬の額を改定すること、並びに、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

つきましては、当社の取締役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第130回定時株主総会において月額4,000万円以内とご承認いただいておりますが、取締役の報酬制度の見直しに伴い、経済情勢その他諸般の事情等を勘案し、現行の取締役の金銭報酬の額を改定して、取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額を年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分は年額4,000万円以内。ただし、使用人分の給与は含みません。）とし、また、上記の改定後の金銭報酬とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額9,000万円以内といたしたいと存じます。なお、各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認された場合も、取締役の員数に変更はありません。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度の経過後3ヵ月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6ヵ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」という。）
- (2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告39ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、本議案における報酬額の上限及び対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、他社の水準等に照らした合理性その他諸般の事情を考慮して指名・報酬諮問委員会を経て決定されていること、加えて本制度については、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、対象取締役に導入する、業績連動報酬制度及び本制度と同様の制度を当社の執行役員にも導入する予定です。(ただし、本制度と同様の制度の導入については、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件とします。)

以 上

▶ 事業報告 2021年4月1日から2022年3月31日まで

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、引続き厳しい状況で推移しました。緊急事態宣言の解除以降は、経済活動の段階的な正常化を背景に、景気は持ち直しの動きが見られるものの、感染再拡大等の影響により、先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループでは、安全を最優先にした事業運営の継続と収支改善等に努めました。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、営業収益は、レジャー・サービス事業などでの増収により4,909億1千9百万円（前期比1.9%増）となりました。営業損益は、燃料費が増加したものの、前期と比べ192億8千7百万円収支改善し、29億3千2百万円の利益となりました。経常損益は、営業損益の改善に加え、営業外損益が改善し、前期に比べ212億8千1百万円収支改善し131億3千5百万円の利益となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、固定資産売却益の増加や減損損失の減少などにより前期に比べ381億4千万円収支改善し93億7千万円の利益となりました。

グループの事業別の状況は、以下のとおりです。

交通事業

営業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響が前期から縮小したことにより1,157億4千5百万円（前期比10.2%増）となり、営業損益は、増収に加え、人件費や修繕費の減少もあり、前期に比べ129億5百万円収支改善し49億6千万円の損失となりました。

（主な取組み）

鉄軌道事業では、当社は、都市計画事業の一環として、知立駅付近など5カ所で高架化工事を進め、布袋駅付近の工事が完了したほか、喜多山駅付近では、上り線の高架への切替えが完了しました。このほか、岡崎公園前駅や本笠寺駅等でバリアフリー化工事を実施するなど、引続き安全面の強化やお客さまサービスの向上に努めました。



喜多山駅付近高架化



岡崎公園前駅バリアフリー化

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2回のダイヤ改正を行うなど、輸送力の適正化を図りました。

営業施策面では、「名鉄グループ沿線観光活性化プロジェクト」を始動し、地域と一体となって、観光資源の発掘や誘客による沿線地域の活性化に努めました。

このほか、目的地までの移手段の検索や各種チケットの購入・決済機能等を備えた、エリア版MaaSアプリ「CentX（セントエックス）」のサービスを開始し、利便性の向上に努めました。

バス事業では、名鉄バス(株)は、新型コロナウイルスワクチンの大規模集団接種会場への輸送を受託するなど、需要に応じた契約輸送の強化を図ったほか、一部の高速バス路線において変動制運賃（ダイナミックプライシング）を導入し、収益力の向上や需給の適正化に努めました。

また、名鉄観光バス(株)は、東京オリンピック・パラリンピック輸送など足元の需要を獲得しつつ、車両数の削減や要員の適正化等による、経営の効率化を図りました。

タクシー事業では、会社分割による当社タクシーグループの事業再編を行い、タクシー事業全体の経営の効率化と競争力の強化を図りました。

運送事業

営業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前期から貨物取扱量が回復したことにより1,347億6千6百万円（前期比4.6%増）となり、営業利益は、燃料費の増加によりトラック事業は減益となったものの、海運事業の収支改善により30億8千6百万円（前期比31.3%増）となりました。

（主な取組み）

トラック事業では、当社は、機動的なグループ経営体制を構築し、収益力強化を図るため、名鉄運輸(株)に対し、株式公開買付け（TOB）を実施しました。



エリア版MaaSアプリ「CentX」



東京オリンピック・パラリンピック輸送

不動産事業

営業収益は、不動産賃貸業における駐車場利用の増加や賃貸物件の開発に加え、分譲土地販売の増加により894億1千6百万円（前期比4.7%増）となり、営業利益は、不動産賃貸業の増収により110億8千5百万円（前期比3.9%増）となりました。

（主な取組み）

不動産賃貸業では、当社は、駅商業施設「μPLAT（ミュープラット）」を神宮前駅に開業したほか、「meLiV（メリヴ）」ブランドの賃貸マンションを神宮前駅と刈谷駅に開業するなど、魅力ある沿線・地域づくりを推進しました。

また、不動産分譲業では、名鉄不動産(株)は、「エムズシティ鳴子プレディア」の販売を行うなど、沿線における分譲マンション開発に取組みました。

なお、当社は、不動産事業のさらなる強化を目的に、会社分割により、当社の不動産事業を名鉄不動産(株)と統合するなどの不動産事業の再編の準備を進めました。

レジャー・サービス事業

営業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響が前期から縮小したことにより475億7千2百万円（前期比137.8%増）となり、営業損益は、新規開業に伴う費用の増加などによりホテル業は収支が悪化したものの、旅行業の収支改善により、前期と比べ46億2千3百万円収支改善し83億8千5百万円の損失となりました。

（主な取組み）

ホテル業では、(株)名鉄ホテルマネジメント犬山は、東海地区初進出のハイクラスホテル「ホテルインディゴ犬山有楽苑」を、(株)名鉄犬山ホテルは、地域体感型ホテル「ホテルミュースタイル 犬山エクスペリエンス」を、それぞれ犬山市に開業しました。これらのホテルの開業を契機に、犬山エリアが滞在型観光地となることを目指し、地域と共に観光活性化に取り組んでまいります。



μPLAT神宮前



エムズシティ鳴子プレディア



ホテルインディゴ犬山有楽苑
（上：外観 下：ロビー）



このほか、当社ホテルグループ各社を傘下に持つ中間持株会社、(株)名鉄ホテルホールディングスを設立し、各社間の連携強化と、柔軟かつ迅速に事業環境の変化に対応するための体制を構築しました。

旅行業では、名鉄観光サービス(株)は、教育旅行など専門性の高い分野や自治体の新型コロナワクチン接種事業の受託等で収益の確保に努めつつ、支店やカウンターの統廃合や人員の適正化を進め、経営の効率化を図りました。

流通事業

営業収益は、原油価格の上昇による石油販売収入の増加があったものの、百貨店業で前期に子会社を譲渡した影響により646億5千2百万円（前期比41.9%減）となり、営業損益は、輸入車販売業の収支改善などにより、前期に比べ1億3千万円収支改善し20億5千4百万円の損失となりました。

（主な取組み）

(株)名鉄百貨店は、本店において、中部地区初出店の高級スーパーマーケット「紀ノ国屋」や、シェアラウンジを併設した生活提案型書店「TSUTAYA BOOKSTORE」を誘致するなど、売場のリニューアルを行い、集客力の向上に努めました。



紀ノ国屋



TSUTAYA BOOKSTORE

航空関連サービス事業

営業収益は、航空整備事業の受注増加などにより233億6千4百万円（前期比1.7%増）となり、営業利益は、ヘリコプター事業での収支悪化により14億5千3百万円（前期比25.8%減）となりました。

その他の事業

営業収益は、システム関連の受注増加などにより465億6千万円（前期比1.5%増）となり、営業利益は、増収により19億7千1百万円（前期比12.5%増）となりました。

② 対処すべき課題

(1) 名鉄グループ中期経営計画「Turn-Over 2023 ～反転攻勢に向けて～」

当社グループでは、人口減少・少子高齢化社会においても、持続的に成長するため、2030年までの間に当社グループが目指す方向性と戦略として、名鉄グループ長期ビジョン「VISION2030～未来への挑戦～」及び「長期経営戦略」を2018年に策定しています。この長期経営戦略に加え、新型コロナウイルス感染症がもたらした事業環境の変化によって浮き彫りになった当社グループの経営課題を踏まえ、事業の変革・再生と次の成長に繋がる基盤の構築を図るため、2021年度からの3ヵ年計画として、名鉄グループ中期経営計画「Turn-Over 2023 ～反転攻勢に向けて～」を策定しています。

本中期経営計画では、「事業構造改革」と「成長基盤構築」の視点から、次の基本方針と重点テーマを掲げています。

(1) 基本方針

地域価値の向上に努め、永く社会に貢献し続けるため、コロナ後の新たな社会経済情勢に対応して事業を変革し、強靱な企業グループに再生を図ることにより、次の成長に繋がる基盤を構築する。

(2) 重点テーマ

<事業構造改革>

- ①交通事業の構造改革
- ②旅行事業・観光バス事業・ホテル事業の構造改革

<成長基盤構築>

- ③グループ一体となった沿線・地域の活性化
- ④名駅再開発の事業着手に向けたプロジェクトの推進
- ⑤今後成長が見込まれる分野の収益力強化による収益構成の見直し
- ⑥DXの推進
- ⑦経営課題に対応した体制づくり

新型コロナウイルス感染症の長期化により、当社グループを取り巻く事業環境は、依然として見通しが不透明な状況にありますが、本中期経営計画にグループ一丸となって取り組むことにより、早期の業績改善を成し遂げ、強靱な企業グループに再生してまいります。

(2) 不動産事業の再編

当社は、本中期経営計画の施策の一つとして、「不動産事業のさらなる強化」を掲げております。その軸として、2022年4月に、当社の不動産事業を名鉄不動産㈱と統合のうえ同社を商号変更し、「名鉄都市開発㈱」として新たに事業を開始するなど、グループの不動産事業を再編しました。

この再編により、グループ一体となった不動産事業戦略の立案と実行を強力かつ積極的に推し進め、当社グループ不動産事業の収益力を強化するとともに、沿線地域社会の持続的な成長を図ってまいります。

(3) ESGへの取組み

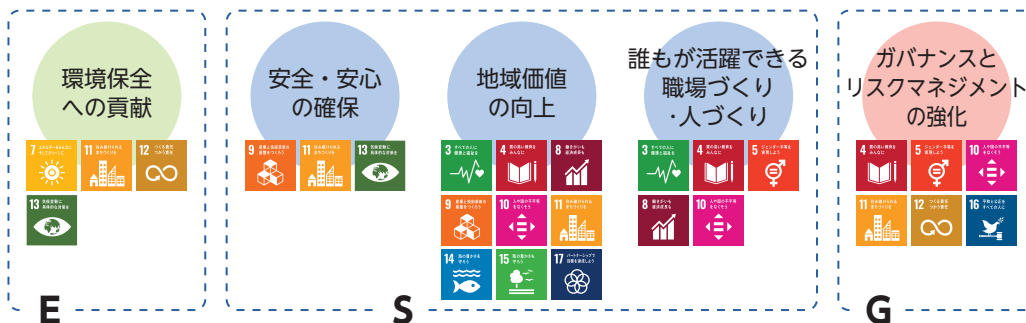
当社グループは、自社のサステナビリティを巡る取組みに関する基本的な方針として、2021年9月に「名鉄グループ サステナビリティ基本方針」を策定し、次のステップとして、ESG各分野における社会課題の中から、当社グループのサステナビリティを巡る重要課題（マテリアリティ）を特定しました。

今後は、特定した重要課題に対する取組みを進めることにより、地域を活性化する事業、社会を支える事業を推進し、持続可能な社会の実現をめざしてまいります。

■名鉄グループ サステナビリティ基本方針

私たち名鉄グループは、「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」という使命のもと、地域を活性化し、また社会を支える事業活動を通じて、持続可能な社会の実現をめざします。

■名鉄グループのサステナビリティを巡る重要課題



③ 設備投資等の状況

当事業年度の当社グループにおける設備投資額は、498億8千7百万円であり、主要なものは次のとおりです。

■ 交通事業

当 社 …………… 通勤型車両16両の導入
知立駅付近などの高架化工事

■ 不動産事業

当 社 …………… 「ホテルインディゴ犬山有楽苑」の建設
神宮前駅東街区複合施設の開発
「ホテルミュースタイル 犬山エクスペリエンス」の建設

④ 資金調達の状況

当社は、環境と社会双方の課題解決に資する事業の資金調達のため、2021年12月16日に第65回無担保社債（100億円）を、当社初のサステナビリティボンドとして発行いたしました。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 第157期	2021年度 第158期 (当期)
営業収益 (百万円)	622,567	622,916	481,645	490,919
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	30,457	28,879	△ 28,769	9,370
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	158.90	146.89	△ 146.29	47.65
総資産 (百万円)	1,141,409	1,164,979	1,191,131	1,186,897
純資産 (百万円)	425,027	438,401	407,512	411,132

当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 第157期	2021年度 第158期 (当期)
営業収益 (百万円)	109,815	109,742	78,316	85,225
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	21,530	18,180	△ 13,130	4,696
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	112.31	92.46	△ 66.76	23.88
総資産 (百万円)	795,713	810,084	861,667	867,512
純資産 (百万円)	291,036	294,500	278,202	280,472

6 重要な子会社及び企業結合等の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	持株比率 (%)	主な事業内容
名鉄不動産(株)	4,000	100.0 (100.0)	不動産分譲業、不動産賃貸業
名鉄運輸(株)	2,065	70.1 (70.1)	トラック事業
名鉄協商(株)	720	100.0 (100.0)	不動産賃貸業、その他物品販売
中日本航空(株)	120	70.0 (70.0)	航空事業
名鉄バス(株)	100	100.0 (100.0)	バス事業
名鉄観光バス(株)	100	100.0 (100.0)	バス事業
名鉄タクシーホールディングス(株)	100	100.0 (100.0)	タクシー事業
(株)名鉄プロパティ	100	100.0 (100.0)	不動産賃貸業
(株)名鉄百貨店	100	100.0 (100.0)	百貨店業
(株)名鉄マネジメントサービス	100	100.0 (100.0)	その他のサービス業
名鉄E Iエンジニア(株)	100	88.9 (88.9)	設備の保守・整備・工事
名鉄自動車整備(株)	100	82.0 (95.0)	設備の保守・整備・工事
(株)メイテツコム	100	78.5 (95.0)	情報処理業
岐阜乗合自動車(株)	100	70.3 (70.9)	バス事業
太平洋フェリー(株)	100	57.9 (100.0)	海運事業
名鉄観光サービス(株)	100	56.1 (100.0)	旅行業
豊橋鉄道(株)	100	52.4 (52.4)	鉄軌道事業
名鉄産業(株)	96	100.0 (100.0)	その他物品販売
(株)名鉄ホテルホールディングス	50	100.0 (100.0)	ホテル業

- (注) 1 () 内の数字は、当社の子会社の持株を含めた持株比率であります。
 2 当社の企業集団に及ぼす影響の重要性を勘案し、(株)名鉄ホテルホールディングス(2021年6月1日設立)を、当連結会計年度より、新たに記載することといたしました。
 3 (株)名鉄アオトは、2022年3月30日に名鉄協商(株)の完全子会社となったことを勘案し、当連結会計年度より、重要な子会社から除外することといたしました。
 4 岐阜乗合自動車(株)は、2021年7月21日に減資を実施いたしました。
 5 豊橋鉄道(株)は、2021年8月1日に減資を実施いたしました。

その他の重要な企業結合等の状況

(該当する事項はありません。)

7 主要な事業内容等

交通事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
鉄軌道事業	当 社：営業キロ444.2km、駅数275駅、車両数1,090両など 豊橋鉄道(株)：営業キロ23.4km、駅数30駅、車両数46両など
バス事業	名鉄バス(株)：名古屋営業所（愛知県）、バス650両など 岐阜乗合自動車(株)：柿ヶ瀬営業所（岐阜県）、バス386両など 名鉄観光バス(株)：名古屋営業所（名古屋市）、バス180両など
タクシー事業	名鉄タクシーホールディングス(株)：第一営業基地（名古屋市）、 タクシー728両、ハイヤー34両など

運送事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
トラック事業	名鉄運輸(株)：小牧支店（愛知県）、トラック2,312両など
海運事業	太平洋フェリー(株)：苫小牧港営業所（北海道）、フェリー3隻など

不動産事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
不動産賃貸業	当 社：名鉄バスターミナルビル（名古屋市）など 名鉄不動産(株)：メイフィス名駅ビル（名古屋市）など 名鉄協商(株)：藤が丘effe（名古屋市）など (株)名鉄プロパティ：熱田神宮東土地（名古屋市）など
不動産分譲業	名鉄不動産(株)：本社（名古屋市）など
不動産管理業	名鉄ビルディング管理(株)：本社（名古屋市）など

レジャー・サービス事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
ホテル業	(株)名鉄ホテルホールディングス：本社（名古屋市）
観光施設事業	(株)名鉄インプレス：日本モンキーパーク（愛知県）など
旅行業	名鉄観光サービス(株)：名古屋中央支店（名古屋市）など

流通事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
百貨店業	(株)名鉄百貨店：本店（名古屋市）など
その他物品販売	名鉄協商(株)：本社営業所（名古屋市）など 名鉄産業(株)：本社営業所（名古屋市）など

航空関連サービス事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
航空事業	中日本航空(株)：愛知県名古屋飛行場内事業所（愛知県）、 飛行機7機、ヘリコプター63機など

その他の事業

主要な事業内容	主要な会社名、営業所及び施設等
設備の保守・整備・工事	名鉄E Iエンジニア(株)：本社営業所（名古屋市）など 名鉄自動車整備(株)：名古屋支店（名古屋市）など
情報処理業	(株)メイテツコム：本社（名古屋市）など
その他のサービス業	(株)名鉄マネジメントサービス：本社（名古屋市）

⑧ 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
28,803名	△506名

(注) 臨時従業員は含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,136名	△49名

(注) 臨時従業員は含んでおりません。

⑨ 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
(株)三菱UFJ銀行	24,078
(株)日本政策投資銀行	16,983
農林中央金庫	12,600
(株)十六銀行	10,912
三井住友信託銀行(株)	8,220

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

(該当する事項はありません。)

2 会社の状況に関する事項

- ① 発行可能株式総数 360,000,000株
- ② 発行済株式の総数 196,700,692株 (うち自己株式 33,525株)
- ③ 株主数 85,403名 (前期末に比べ 13,331名増加)

④ 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	25,625	13.03
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	8,638	4.39
日本生命保険 (相)	5,054	2.57
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	2,537	1.29
(株)三菱UFJ銀行	2,457	1.25
東京海上日動火災保険(株)	2,012	1.02
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4	2,008	1.02
三井住友海上火災保険(株)	1,863	0.95
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD	1,494	0.76
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 2	1,482	0.75

(注) 持株比率は、自己株式 (33,525株) を除いて計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

(該当する事項はありません。)

⑥ 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(該当する事項はありません。)

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

(該当する事項はありません。)

その他新株予約権等に関する重要な事項

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額
2023年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債に付された新株予約権	10個	普通株式 51,902株	無償
2024年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債に付された新株予約権	4,000個	普通株式 13,746,176株	無償

⑦ 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
安藤 隆 司	代表取締役 会長		名鉄運輸(株)取締役 矢作建設工業(株)社外取締役
高崎 裕 樹	代表取締役社長 社長執行役員		名鉄産業(株)代表取締役会長 名鉄運輸(株)取締役 矢作建設工業(株)社外監査役 中部鉄道協会会長
鈴木 清 美	代表取締役 副社長執行役員	鉄道事業本部長	中部国際空港連絡鉄道(株)代表取締役副社長
吉川 拓 雄	取締役 常務執行役員	人事部・財務部・秘書室・ 総務部・広報部・ 東京支社総括	(株)名鉄マネジメントサービス代表取締役社長 (株)名鉄プロパティ代表取締役社長 名古屋鉄道健康保険組合理事長
矢野 裕	取締役 常務執行役員	グループ事業部・ グループマーケティング部・ グループ監査部総括	名鉄運輸(株)監査役
日比野 博	取締役 常務執行役員	不動産事業本部長	
小澤 哲	取締役		豊田通商(株)シニアエグゼクティブアドバイザー
福島 敦 子	取締役		カルビー(株)社外取締役 キューピー(株)社外取締役 ヒューリック(株)社外取締役
内藤 弘 康	取締役		リンナイ(株)代表取締役社長 社長執行役員
岩ヶ谷 光 晴	常任監査役 (常勤)		
松下 明	常任監査役 (常勤)		
岡谷 篤 一	監査役		岡谷鋼機(株)取締役相談役 中部日本放送(株)社外取締役
三田 敏 雄	監査役		中部電力(株)顧問 イビデン(株)社外取締役 中部日本放送(株)社外監査役
佐々和 夫	監査役		(株)三菱UFJ銀行顧問

- (注) 1 取締役 小澤哲氏、福島敦子氏及び内藤弘康氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 岡谷篤一氏、三田敏雄氏及び佐々和夫氏は、社外監査役であります。なお、岡谷篤一氏は、2021年6月23日付でオークマ(株)の社外取締役を退任しました。
- 3 社外取締役及び社外監査役の各氏が、業務執行者または社外役員である兼職先と、当社との間に開示すべき関係はありません。
- 4 社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
- 5 監査役 岩ヶ谷光晴氏は、長年にわたる財務業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6 2022年4月1日現在、取締役の地位及び担当は次のとおりであります。

	2022年3月31日現在		2022年4月1日現在	
	地位	担当	地位	担当
安藤 隆司	代表取締役会長		代表取締役会長	
高崎 裕樹	代表取締役社長 社長執行役員		代表取締役社長 社長執行役員	地域活性化推進本部長
鈴木 清美	代表取締役 副社長執行役員	鉄道事業本部長	代表取締役 副社長執行役員	鉄道事業本部長
吉川 拓雄	取締役 常務執行役員	人事部・財務部・秘書室・ 総務部・広報部・東京支社総括	取締役	
矢野 裕	取締役 常務執行役員	グループ事業部・ グループマーケティング部・ グループ監査部総括	取締役 専務執行役員	グループ事業部・ デジタル推進部・ グループ監査部総括
日比野 博	取締役 常務執行役員	不動産事業本部長	取締役 執行役員	
小澤 哲	取締役		取締役	
福島 敦子	取締役		取締役	
内藤 弘康	取締役		取締役	

- 7 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在、取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

	2022年3月31日現在		2022年4月1日現在	
	地位	担当	地位	担当
岩切 道郎	常務執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業改革室長	専務執行役員	地域活性化推進本部副本部長、 経営戦略部・ グループマーケティング部総括
靱山 貢	常務執行役員	グループマーケティング部長、 名駅再開発推進室総括	常務執行役員	名駅再開発推進室総括
坂野 公治	常務執行役員	経営戦略部・ デジタル推進部総括	常務執行役員	鉄道事業本部副本部長

	2022年3月31日現在		2022年4月1日現在	
	地位	担当	地位	担当
古橋 幸長	執行役員	財務部長	常務執行役員	グループ事業部長、 財務部総括、 グループ監査部担当
安藤 和弘	執行役員	名駅再開発推進室長		
田邊 剛	執行役員	不動産事業本部副本部長 兼開発部長		
加藤 悟司	執行役員	総務部長、 広報部担当	常務執行役員	人事部長、 総務部・広報部・ 秘書室・東京支社総括
坂本 敦	執行役員	人事部長		
浅野 直宏	執行役員	デジタル推進部長	執行役員	デジタル推進部長
鈴木 武	執行役員	経営戦略部長	執行役員	経営戦略部長
安藤 直樹	執行役員	鉄道事業本部副本部長	執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼安全統括部長
梅村 有輔	執行役員	グループ事業部長		
川瀬 裕之	執行役員	秘書室長、 東京支社担当	執行役員	総務部長兼広報部長、 秘書室・東京支社担当
川津 智典			執行役員	財務部長
福田 衛司			執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼運転保安部長
牧野 英紀			執行役員	鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業改革室長

取締役及び監査役の報酬等

■ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬額は、取締役会決議により定めた社内規則に従い役位ごとに算出した額を基準として、会社の業績、経済情勢、各職位に応じた職責、従業員給与、同職位の取締役の支給実績、その他役員報酬に影響を及ぼす事項を勘案して算定し、毎月定期同額で支払うことを決定方針としております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた検討を行った上で取締役会に答申しているため、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

報酬額の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会による審議内容を踏まえ、定時株主総会終了後の最初の取締役会の決議において決定することとしており、取締役会が代表取締役にその決定を一任した場合は、代表取締役が協議により決定することとしています。

なお、決定方針は指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定されたものであります。

■ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1994年6月29日開催の第130回定時株主総会において、月額4,000万円以内と決議されており、決議時の取締役の員数は32名であります。

監査役の報酬額は、2012年6月27日開催の第148回定時株主総会において、月額600万円以内と決議されており、決議時の監査役の員数は5名であります。

■ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の報酬額の決定を代表取締役に一任しております。委任にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその原案について審議を行い、取締役会に答申を行っております。

当事業年度のうち、2021年4月から同年6月までの期間に係る報酬額は、代表取締役会長山本亜土、代表取締役社長社長執行役員安藤隆司、代表取締役副社長執行役員高木英樹、代表取締役副社長執行役員高崎裕樹及び代表取締役副社長執行役員鈴木清美の協議により決定し、2021年7月から2022年3月までの期間に係る報酬額は、代表取締役会長安藤隆司、代表取締役社長社長執行役員高崎裕樹及び代表取締役副社長執行役員鈴木清美の協議により決定しております。

なお、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の職責等の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

- (注) 1 2021年4月から同年6月までの期間に係る報酬額を決定した時点における、取締役高崎裕樹氏の担当は、名駅再開発推進室・経営戦略部・グループ事業管理部・グループ事業推進部・デジタル推進部・財務部総括でありました。
- 2 取締役 鈴木清美氏及び2021年7月から2022年3月までの期間に係る報酬額を決定した時点における取締役 高崎裕樹氏の担当は、36ページ記載の「取締役及び監査役の氏名等」をご参照ください。
- 3 高木英樹氏の担当は、グループ監査部・東京支社・秘書室・広報部・総務部・人事部・名鉄病院総括でありました。

■ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	187 (22)	187 (22)	—	—	11 (3)
監査役 (うち社外監査役)	52 (21)	52 (21)	—	—	5 (3)
合計 (うち社外役員)	239 (43)	239 (43)	—	—	16 (6)

(注) 上記の員数には、2021年6月25日開催の第157回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害をてん補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は、てん補の対象外としています。

社外役員に関する事項

■ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況
社外取締役	小澤 哲	14回のうち 14回出席	—	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や指名・報酬諮問委員会において積極的に発言し、業務執行に対する監督・助言のほか、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外取締役	福島 敦子	14回のうち 14回出席	—	ジャーナリストや企業等の要職で培われた豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や指名・報酬諮問委員会において積極的に発言し、業務執行に対する監督・助言のほか、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外取締役	内藤 弘康	14回のうち 13回出席	—	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や指名・報酬諮問委員会において積極的に発言し、業務執行に対する監督・助言のほか、指名・報酬への関与を通じて経営の監督を行うなど、重要な役割を果たしました。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況
社外監査役	岡谷 篤一	14回のうち 14回出席	8回のうち 8回出席	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や監査役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外監査役	三田 敏雄	14回のうち 14回出席	8回のうち 8回出席	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や監査役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行うなど、重要な役割を果たしました。
社外監査役	佐々 和夫	14回のうち 13回出席	8回のうち 8回出席	企業等の要職を歴任した豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会や監査役会において広範かつ高度な視点から積極的に発言し、取締役の意思決定の過程や職務執行の監査を行うなど、重要な役割を果たしました。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役的全員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

⑧ 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 100百万円
- 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 264百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査に対する監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性について検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンサルティング業務等についての対価を支払っております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について必要な措置をとることとします。

⑨ 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議しております。

1 当社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「名鉄グループ企業倫理基本方針」を制定し、会長、社長は、その精神を継続して役職員に浸透させ、企業活動の基本となる法令・定款の遵守を徹底する。
- (2) 社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、企業倫理担当役員を任命する。企業倫理委員会は、コンプライアンスに関する全社的な取組みを横断的に統括するとともに、各業務部門にコンプライアンス責任者を配置してコンプライアンス上のリスクを調査・分析し、適切な措置を講じるほか、万一コンプライアンス違反が生じたときは、再発防止策等の必要な対応を行う。
- (3) 「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づく行動指針として「企業倫理行動マニュアル」を制定するとともに、役職員等が内部通報できる企業倫理ヘルプライン（以下「ヘルプライン」という。）を内部監査担当部署及び弁護士事務所に設置する。
- (4) 内部監査担当部署は、ヘルプラインの通報内容を調査し、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、企業倫理委員会に報告するほか、各部署の法令遵守に関する内部監査を行い、その結果を関係する取締役及び監査役に報告する。
- (5) 企業倫理担当部署は、コンプライアンスに関する役職員研修等を実施する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備・運用規則」を制定し、適切に整備・運用する体制を確立する。
- (7) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 次に定めるもののほか、取締役の業務執行に関する事柄を記載した文書または記録された電磁的媒体を法令及び当社規則に定められた年限まで保存する。
 - ア 株主総会議事録
 - イ 取締役会議事録
 - ウ 取締役を最終決裁者とする決裁書または契約書
 - エ 計算書類、会計帳簿等
 - オ その他、当社規則等に定める文書
- (2) 取締役または監査役が前号の文書等の閲覧を求めたときは、常時閲覧できる。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「名鉄グループリスク管理基本方針」を制定し、事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に管理していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
- (2) 「名鉄グループリスク管理基本方針」に基づいてリスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践が可能となることを目的として「名鉄グループリスク管理運用規則」を制定する。

- (3) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理担当役員を任命する。また、各業務部門にリスク管理推進責任者を配置する。
- (4) リスク管理推進責任者は、所管する業務・事業に関わるリスク管理を的確に行い、可能な限り、損失発生 of 未然防止、軽減措置を講ずるとともに、緊急事態発生時においては主体的に対応する。
- (5) 重大な危機が発生したときは、対策本部を設置して適切かつ迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し、これを最小限に止める措置を講じる。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営環境の変化等に適切かつ迅速に対応できる体制を構築するため、執行役員制度を採用し、業務執行機能の充実・強化を図る。
- (2) 取締役会は、すべての役職員が共有して目標とする「名鉄グループ経営ビジョン」を定め、この浸透を図るとともに、同ビジョンに基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会は、毎期、この計画に基づく部門別実施計画と予算を策定するが、特に設備投資、新規事業等に関する予算については、中期経営計画への貢献度を基準に優先順位を決定する。
- (3) 取締役会は、各業務部門を所管する取締役及び執行役員の業務内容と職務権限を定める。また、各業務部門を所管する取締役及び執行役員は、中期経営計画における所管部門の目標及び具体的施策を定め、その実現を図る。
- (4) 代表取締役は、取締役及び執行役員に迅速かつ定期的に業績結果を報告させて検証し、計画が達成できないときは、速やかにその要因の分析及び除去・改善策を検討させるとともに、その対応に必要な措置を講じる。
- (5) 時宜に応じた組織の見直し、業務の簡素化及びITの適切な活用を行い、経営の効率化を推進する。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、グループに関する基本方針・重要事項を決定する。
- (2) 当社のグループ統制関係部署は、「職務分掌」に基づき、それぞれの主管分野について、グループ各社に係る政策の立案及び統制を行う。
- (3) 当社は、「名鉄グループ企業倫理基本方針」に基づき、グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の定着を図るほか、グループ各社にコンプライアンス責任者を配置するなど、業務の適正を確保するための体制を確立する。
- (4) 当社は、「名鉄グループリスク管理基本方針」及び「名鉄グループリスク管理運用規則」に基づき、グループ各社にリスク管理推進責任者を配置するなど、グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確な管理・実践を行うための体制を確立する。
- (5) 当社は、「名鉄グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社に経営上の重要事項について事前に当社と協議し、または速やかに当社に報告することを求める。
- (6) 当社は、「名鉄グループ 財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」に基づき、グループ各社の財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用するための体制を確立する。
- (7) 当社の内部監査担当部署は、グループ各社の役職員等からの通報を受けたヘルプラインへの状況及びグループ各社の内部管理体制の監査結果を、関係する取締役及び監査役に報告する。

6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を複数名配置し、監査役の監査を補助させる。
- (2) 監査役スタッフは、取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。
- (3) 監査役は、監査役スタッフの人事異動を事前に人事担当取締役から報告を受けるほか、必要がある場合は理由を付してその変更を人事担当取締役に申し入れることができる。また、監査役は、監査役スタッフの人事考課を行う。そのほか、監査役スタッフを懲戒に処する場合には、会社は、あらかじめ監査役にその旨を説明し、意見を求める。

7 当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び執行役員並びにグループ各社の取締役及び監査役は、監査役に次に定める事項を報告する。
 - ア 重大な法令・定款違反となる事項
 - イ 当社またはグループ各社に著しい損害を与えるおそれのある事項
 - ウ 経営状況として重要な事項
 - エ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - オ その他、コンプライアンス上重要な事項
- (2) 当社及びグループ各社の使用人は、上記ア、イ、オに関する重大な事実を発見した場合、前号の規定に係らず監査役に直接報告することができる。
- (3) 当社及びグループ各社の役職員は、監査役に前2号の報告をしたこと、または内部通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

8 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じ、公認会計士及び弁護士等の外部の専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。
- (2) 前号のほか、監査役職務の執行について臨時的に生じた必要な費用は、当社が負担する。

9 その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内の主要な会議に出席することができる。また、監査役と当社の代表取締役との間に定期的な意見交換会を設置する。

10 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1 コンプライアンスに関する取組み

当社は、「企業倫理委員会規則」に基づき、社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、原則年4回開催しています。当該委員会は、企業倫理に関する方針や施策の決定、企業倫理ヘルプラインに寄せられた事案の対応状況等を報告・審議し、取締役会に適宜報告しています。また、企業倫理行動マニュアル、コンプライアンスカードの整備や外部講師による経営幹部向けの講演会、企業倫理担当部署による各階層別の研修を通して、コンプライアンス意識の浸透と定着を図るための取組みを継続的に行っております。

2 リスクマネジメントの実践

当社は、「名鉄グループリスク管理運用規則」及び「リスク管理委員会規則」に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則年2回開催しています。当該委員会は、グループ全体のリスク管理の進捗状況を把握するとともに、その対応策について審議し、取締役会に適宜報告しています。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、「名鉄グループリスク管理運用規則」に基づいて設置された対策本部において、感染予防及び拡大防止等の措置を講じております。さらに、災害時初動対応訓練など、大規模災害を想定した組織横断的な訓練を実施し、事業を取り巻くさまざまなリスクの把握と適切な管理に努めております。

3 取締役の職務執行の効率性の確保

当社の取締役会は、「取締役会規則」に基づき、原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、名鉄グループ中期経営計画に基づく部門別実施計画と予算を策定するほか、これを遂行するための取締役及び執行役員の業務分担と職務権限を決定し、効率的な職務の執行を図っています。

4 グループ経営管理の推進

当社は、「名鉄グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社から事業計画などの重要事項に係る事前協議や決算概況及び業務執行状況に係る報告を受けています。また、内部監査担当部署がグループ各社に対して業務監査を適宜実施し、業務活動の適正化を図っています。さらに、会計・税務・法務などの多岐にわたる重要な経営テーマについて、グループ各社の財務・総務の実務担当者に対して、情報共有や実務対応への指導を行っております。

5 監査役監査の実効性の確保

当社は、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備しており、監査役は、監査計画に基づき、監査役会を定期的に開催しています。また、取締役会、企業倫理委員会、リスク管理委員会、その他の重要な会議への出席を通して、取締役の職務の執行状況及び経営状況を把握するとともに、内部監査担当部署及び会計監査人から適宜報告を受けています。さらに、名鉄グループ常勤監査役会を開催し、監査業務に係る活動報告や各種勉強会を通して、グループ各社の常勤監査役等との意見交換や情報共有を行っております。

⑪ 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、交通事業を中心とする各事業を通して、長年にわたり地域の生活基盤の一端を担ってまいりました。

また、これらの事業活動を通して得られたお客様との信頼関係をさらに発展させるべく、2005年12月には当社グループの目指すべき将来像を明示した「名鉄グループ経営ビジョン」を策定いたしました。この中で当社グループの使命を「地域価値の向上に努め、永く社会に貢献する」と定め、「私たち名鉄グループは、豊かな生活を実現する事業を通じて、地域から愛される『信頼のトップブランド』をめざします」とする経営理念を掲げております。

当社では、「名鉄グループ経営ビジョン」に沿った諸施策を着実に実施することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えておりますが、これを実現するためには、グループ各社が長期的視点に立って安定的な経営を維持し、かつ、一体となって相乗効果を発揮していくことが必要不可欠であります。

以上の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの使命及び経営理念をふまえ、グループ全体の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保・向上していくことに十分な理解を有することが必要であると考えております。

株式の大量買付けに関しましては、それが会社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付け提案についての判断は、最終的には個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するもの、株主の皆様や当社取締役会が株式の大量買付けの条件等について検討し、意見を形成するための十分な時間や情報を提供しないものの存在も想定されます。また、短期の利益を優先し、当社グループの保有資産を切り売りするなど、当社グループの経営基盤を破壊するもの、当社の公益事業者としての役割や鉄道事業の安全の確保に悪影響を及ぼすものなどの存在も否定できません。

当社では、いわゆる「買収防衛策」を現時点で定めてはおりませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、このような当社の企業価値を毀損し、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある株式の大量買付けに対しましては、法令・定款に照らし適切な措置を講じてまいります。

▶ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	211,596	流動負債	264,512
現金及び預金	50,927	支払手形及び買掛金	67,091
受取手形、売掛金及び契約資産	58,877	短期借入金	38,257
短期貸付金	1,871	コマーシャル・ペーパー	36,000
分譲土地建物	73,181	リース債務	2,132
商品及び製品	5,427	未払法人税等	5,388
仕掛品	675	従業員預り金	20,459
原材料及び貯蔵品	4,620	賞与引当金	5,193
その他	16,196	商品券等引換引当金	349
貸倒引当金	△182	その他	89,640
固定資産	975,301	固定負債	511,253
有形固定資産	825,163	社債	225,100
建物及び構築物	307,840	長期借入金	155,296
機械装置及び運搬具	79,359	リース債務	11,781
土地	356,040	繰延税金負債	4,646
リース資産	12,000	再評価に係る繰延税金負債	55,329
建設仮勘定	61,990	役員退職慰労引当金	1,141
その他	7,933	整理損失引当金	5,895
無形固定資産	11,099	退職給付に係る負債	33,620
のれん	660	その他	18,442
リース資産	335	負債合計	775,765
その他	10,104	(純資産の部)	
投資その他の資産	139,037	株主資本	282,266
投資有価証券	101,661	資本金	101,158
長期貸付金	431	資本剰余金	38,405
繰延税金資産	19,732	利益剰余金	142,815
その他	17,714	自己株式	△113
貸倒引当金	△501	その他の包括利益累計額	101,057
資産合計	1,186,897	その他有価証券評価差額金	13,616
		繰延ヘッジ損益	741
		土地再評価差額金	86,257
		為替換算調整勘定	△16
		退職給付に係る調整累計額	457
		非支配株主持分	27,808
		純資産合計	411,132
		負債純資産合計	1,186,897

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	
営業収益	490,919	
営業費	487,987	
運輸業等営業費及び売上原価	442,132	
販売費及び一般管理費	45,855	
営業利益		2,932
営業外収益		
雇用調整助成金	4,184	
受取利息及び配当金	1,194	
その他の営業外収益	8,269	13,648
営業外費用		
支払利息	2,927	
その他の営業外費用	518	3,445
経常利益		13,135
特別利益		
工事負担金等受入額	21,697	
投資有価証券売却益	3,199	
固定資産売却益	2,050	
その他の特別利益	1,532	28,480
特別損失		
工事負担金等圧縮額	21,140	
減損損失	1,967	
固定資産除却損	1,250	
その他の特別損失	1,187	25,546
税金等調整前当期純利益		16,069
法人税、住民税及び事業税		7,424
法人税等調整額		△1,655
当期純利益		10,300
非支配株主に帰属する当期純利益		929
親会社株主に帰属する当期純利益		9,370

▶ 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	136,233	流動負債	146,629
現金及び預金	20,844	短期借入金	14,056
未収運賃	1,123	短期社債	36,000
未収金	2,945	リース債務	40
未収収益	424	未払金	23,009
短期貸付金	107,430	未払費用	1,811
貯蔵品	2,207	未払消費税等	607
前払費用	130	未払法人税等	1,076
その他の流動資産	1,126	預り連絡運賃	983
貸倒引当金	△1	預り金	339
固定資産	731,279	前受運賃	4,523
鉄軌道事業固定資産	363,304	前受金	44,347
開発事業固定資産	152,359	前受収益	728
各事業関連固定資産	5,032	賞与引当金	1,347
建設仮勘定	56,723	その他の流動負債	17,758
投資その他の資産	153,859	固定負債	440,410
関係会社株式	95,172	社債	225,100
投資有価証券	49,270	長期借入金	125,644
出資金	5	リース債務	345
長期前払費用	2	再評価に係る繰延税金負債	50,146
繰延税金資産	7,683	退職給付引当金	11,764
その他の投資等	1,724	整理損失引当金	3,546
資産合計	867,512	債務保証損失引当金	10,451
		関係会社投資損失引当金	3,317
		預り保証金	9,233
		その他の固定負債	859
		負債合計	587,040
		(純資産の部)	
		株主資本	187,253
		資本金	101,158
		資本剰余金	33,646
		資本準備金	33,646
		利益剰余金	52,544
		利益準備金	2,807
		その他利益剰余金	49,736
		繰越利益剰余金	49,736
		自己株式	△95
		評価・換算差額等	93,218
		その他有価証券評価差額金	11,567
		土地再評価差額金	81,650
		純資産合計	280,472
		負債純資産合計	867,512

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄軌道事業		
営業収益	69,753	
営業費	69,912	
営業損失		158
開発事業		
営業収益	15,471	
営業費	10,685	
営業利益		4,786
土地建物事業		
営業収益	14,381	
営業費	9,067	
営業利益		5,313
その他事業		
営業収益	1,090	
営業費	1,617	
営業損失		527
全事業営業収益	85,225	
全事業営業費	80,598	
全事業営業利益		4,627
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,832	
受託工事事務費戻入	1,098	
その他の収益	1,023	6,954
営業外費用		
支払利息	2,305	
関係会社投資損失引当金繰入額	2,818	
その他の費用	478	5,601
経常利益		5,980
特別利益		
工事負担金等受入額	21,471	
投資有価証券売却益	3,191	
その他の特別利益	3,743	28,407
特別損失		
工事負担金等圧縮額	20,924	
子会社等関連損失	7,240	
その他の特別損失	1,560	29,725
税引前当期純利益		4,662
法人税、住民税及び事業税		1,324
法人税等調整額		△ 1,358
当期純利益		4,696

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

▶ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

名古屋鉄道株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 薊 和彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田 好彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名古屋鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名古屋鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

名古屋鉄道株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 薊 和彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田 好彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ウ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - エ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - エ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日 名古屋鉄道株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	岩ヶ谷 光 晴 ㊟
常任監査役（常勤）	松 下 明 ㊟
監査役（社外監査役）	岡 谷 篤 一 ㊟
監査役（社外監査役）	三 田 敏 雄 ㊟
監査役（社外監査役）	佐 々 和 夫 ㊟

以 上

株主ご優待制度のご案内

当社の株主ご優待制度には、600株以上の株主様に、ご所有株式数に応じて半年毎に贈呈する**株主優待乗車証**と、200株以上の株主様に年1回一律で贈呈する**株主ご優待券**があります。

株主ご優待制度に関する詳細は、当社ホームページをご覧ください。



URL: https://www.meitetsu.co.jp/ir/stock_info/treatment/index.html

1 株主優待乗車証

優待基準



権利確定日	発送時期	有効期限
3月31日	6月上旬	12月15日
9月30日	12月上旬	翌年6月15日

ご所有株式数	株主優待乗車証の種類	贈呈枚数(半年)	
600株以上 1,000株未満	電車線片道乗車証〔普通乗車券方式〕 ・名鉄電車線で、1枚につき1名様1回限りご利用いただけます。	2枚	
1,000株以上 2,000株未満		6枚	
2,000株以上 3,000株未満		12枚	
3,000株以上 4,000株未満		18枚	
4,000株以上 5,000株未満		24枚	
5,000株以上 6,000株未満		30枚	
6,000株以上 7,000株未満		36枚	
7,000株以上 8,000株未満		42枚	
8,000株以上 20,000株未満		電車・名鉄バス全線乗車証〔パス券方式〕 ・ご持参の1名様にご利用いただけます。 ・名鉄バス線のバス路線には、高速バス路線などご乗車になれない路線があります。 ・各自治体のコミュニティバス路線などには、ご乗車になりません。 ・ご希望の株主様は、ICカード「manaca」への移し替えが可能です。	1枚
20,000株以上 100,000株未満			2枚
100,000株以上 200,000株未満	5枚		
200,000株以上		10枚	

2 株主ご優待券

優待基準



権利確定日	発送時期	有効期限*
3月31日	6月下旬	翌年7月15日

*電車線株主招待乗車証の有効期限は翌年6月30日。

内は1枚あたりのご利用可能人数です。

ご所有株式数	株主ご優待券の内容	贈呈枚数(年)	株主ご優待券の内容	贈呈枚数(年)
200株 以上一律	電車線株主招待乗車証	4枚	太平洋フェリー運賃 優待割引券 (A期間〔通常期間〕のみ):10%割引	2枚
	リトルワールド、日本モンキーパーク(遊園地部分のみ)、南知多ビーチランド & 南知多おもちゃ王国共通 入場招待券	6枚	新穂高ロープウェイ運賃 優待割引券 :往復 大人2,000円、小人1,000円に割引	2枚
	明治村入村料 優待割引券 :大人・シニア・大学生・高校生を一律1,000円に割引	2枚	中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイ運賃 優待割引券 :20%割引	2枚
	日本庭園 有楽苑入苑料 優待割引券 :大人600円、小人300円に割引	2枚	ぎふ金華山ロープウェイ運賃 優待割引券 :往復 大人800円、小人400円に割引	2枚
	名鉄百貨店 買物優待券 :10%割引	18枚	恵那峡遊覧船運賃 優待割引券(定期船のみ) :大人1,100円、小人550円に割引	2枚
	名鉄グループホテル(宿泊料金) 優待割引券 :10~30%割引	4枚	名鉄自動車整備 車検・定期点検整備料金 優待割引券 :工賃10%、部材5%割引	2枚
	名鉄グループホテル(飲食代金) 優待割引券 :10%割引	4枚	名鉄病院 人間ドック受診料 優待割引券 :5%割引	2枚
	名鉄観光サービス募集型企画旅行商品 優待割引券 :5~6%割引	2枚	ゆのゆ TOYOHASHI入館料 優待割引券 :50%割引	2枚
	名鉄観光サービス募集型企画旅行商品 優待割引券 :5%割引	2枚		

株主総会会場のご案内

日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(午前9時開場)

場所

名古屋市中区金山町一丁目1番1号

ANAクラウンプラザ
ホテルグランコート名古屋
7階 ザ・グランコート

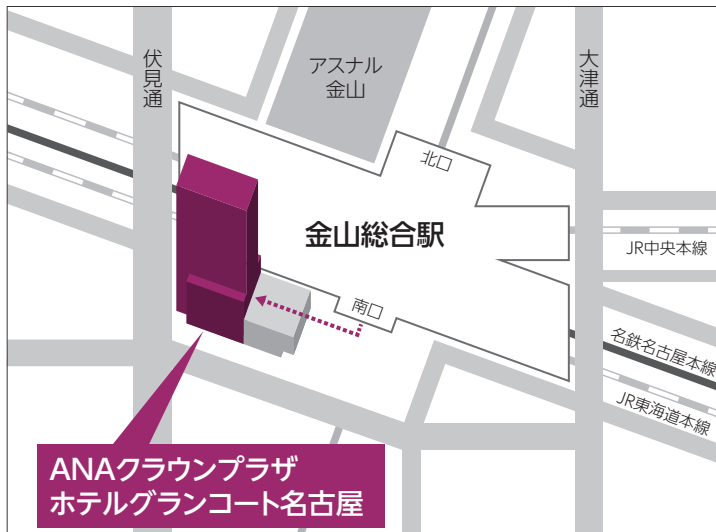
電話 052-683-4111 (代)

交通のご案内

名鉄・地下鉄・JR

金山総合駅南口からすぐ

株主総会専用駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	剰余金の配当 毎年3月31日 定時株主総会 毎年3月31日
公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行います。 *電子公告掲載ホームページアドレス https://www.meitetsu.co.jp/profile/ir/notice/
株主名簿管理人	三井住友信託銀行(株) 同連絡先: 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

■ 単元未満株式(1~99株)について

株式市場で売却することのできない単元未満株式(1~99株)につきましては、お取引のある証券会社等でお手続きいただくことで、売却あるいは買増して、単元株式におまとめいただくことができます。

■ 特別口座の株式について

証券会社の口座で管理されていない株式は、当社が三井住友信託銀行(株)に開設した「特別口座」にて管理されています。「特別口座」の株式は、株式市場で売買できないなどの制約がありますので、証券会社の口座への移管をお勧めいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。